

# 現場説明書

1 業務名 令和3年度市内環状線道路実施設計業務  
2 監督員 土木部 道路建設課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金 ~~する~~ しない  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払 ~~する(一回以内)~~ しない

### 4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度( 年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度( 年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度( 年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
  - ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
  - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
  - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

#### (2) 提出書類関係

- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~  
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)  
~~提出不要~~
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

## (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

## (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	<del>あり</del>	なし
イ 貸 与 品	あり	<del>なし</del>

## (5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

## (6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

## (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

**6. テクリスの登録について**

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

**7. 下請負者について**

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

**8. 一括下請けの禁止について**

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

**9. 技術的事項について (別紙)**



# 業務仕様書 総則

## (適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県 の測量・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

## (用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することを言う。

## (業務計画)

受託者は、あらかじめ業務計画書を提出して、承諾を得なければならない。

## (業務主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 業務主任技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 3 業務主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。

## (事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

## (打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせしなければならない。
- 2 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議するものとする。

## (現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

## (土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせの上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は延滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、業務主任技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。なおやむをえない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

(電子計算機)

- 1 フローチャートを提出すること。
- 2 データ及び計算式、計算結果等の印刷については、監督員の指示するものを提出すること。

# 設計業務仕様書 通則

(主任技術者と編成)

本設計に従事する主任技術者は、当該設計業務にかかる技術士または、これと同等の力量、経験を有するものでなければならない。

(設計一般)

- 1 設計は正確かつ丁寧に行い、強度・耐久性・経済性及び美観等の諸要素を満足するものでなければならない。
- 2 設計にあたっては、現地をよく把握し、地形等の条件・ほかの工事の施工計画との関連及び技術的条件等を考慮して、現地に合致する設計を行わなければならない。

特に事前調査については、下記事項に注意すること

a 地質等に対する調査と検討

地質の調査は、設計において第一条件となるものであり、これより構造物の位置・規模・施工法・工事工程・工事費に大きな影響を及ぼすものであるから、十分な調査をすること。

b 水理に関する検討

工作物の損傷、災害等は水による事例が多く、例えば、用排水構造物の断面、橋の桁下余裕路面高は必ず水理計算を行うとともに、近隣施設の状況等も調査し、施工後断面不足等の生じないように注意すること。

- 3 管理者等の協議にあたっては、他の道路管理者・河川管理者・上下水道管理者等にかかわる工事については、必ず事前に協議をして設計を行うこと。また、上記各管理者の事業計画との調整についても十分留意すると共に、これから他事業により不要な構造物が設置されたり、手戻り等の生じないように注意すること。
- 4 設計にあたり、工法及び材料の選定は十分な検討を行い、特に近隣現場等の事例を調査し統一的思想の上に立った設計を行うようにすること。
- 5 特殊工法または新工法を採用する場合は、資料及び理由を明らかにし、事前に監督員の承諾を得るものとする。
- 6 設計計画が終了した後で必要な資料、構造物等については構造概要図を作成し、監督員に説明協議を行い承諾を得た後、詳細設計を行うものとする。途中の段階でも十分検討・打ち合わせを行うこと。
- 7 構造物の機能のほか、維持管理・防災に対する配慮を欠いてはならない。
- 8 公害対策は、騒音規制法、振動規制法により県知事が地域住民の生活環境を保全する必要があると認めて指示した区域内にあつては、あらかじめ調査を行い具体的な対策を立てなければならない。

(設計計画条件)

設計にあたって、安全率・震度・許容応力度・土質区分・水理条件・道路規格幅員構成等は「適用示方書・指針等」に定めるもののほか、原則として特記仕様書に示されたものとする。なお、示されていないものは、監督員の承諾を得るものとする。

(適用示方書・指針等)

設計に適用または準用する示方書並びに参考文献等は下記によるものとし、最新のものを留意するものとする。

(1) 日本道路協会発行

(イ) 構造令・示方書・基準

- |                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| (a) 道路構造令の解説と運用                     | (令 3 年 3 月)   |
| (b) 道路橋示方書 (I 共通編・II 鋼橋編)・同解説       | (平 29 年 11 月) |
| (c) 道路橋示方書 (I 共通編・III コンクリート橋編)・同解説 | (平 29 年 11 月) |
| (d) 道路橋示方書 (I 共通編・IV 下部構造編)・同解説     | (平 29 年 11 月) |
| (e) 道路橋示方書 (V 耐震設計編)・同解説            | (平 29 年 11 月) |
| (f) 立体横断施設技術基準・同解説                  | (昭 54 年 1 月)  |
| (g) 舗装の構造に関する技術基準・同解説               | (平 13 年 9 月)  |
| (h) 自転車道等の設計基準解説                    | (昭 49 年 10 月) |
| (i) 道路標識設置基準・同解説                    | (昭 62 年 1 月)  |
| (j) 道路トンネル技術基準 (構造編) 同解説            | (平 15 年 11 月) |
| (k) 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説             | (令 元年 9 月)    |
| (l) 道路照明施設設置基準・同解説(改訂版)             | (平 19 年 10 月) |
| (m) 視線誘導標設置基準・同解説                   | (昭 59 年 10 月) |
| (n) 道路緑化技術基準・同解説                    | (平 28 年 3 月)  |
| (o) 防護柵の設置基準・同解説(改訂版)               | (平 28 年 12 月) |
| (p) 同 資料集 (橋梁用防護柵・耐雪型防護柵)           | (昭 61 年 7 月)  |
| (q) 車両用防護柵標準仕様・同解説(改訂版)             | (平 16 年 3 月)  |

(ロ) 指 針

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| (a) 道路土工－軟弱地盤対策工指針          | (平 24 年 8 月)  |
| (b) 道路土工－排水工指針              | (昭 62 年 6 月)  |
| (c) 道路土工－土質調査指針             | (昭 61 年 11 月) |
| (d) 道路土工－擁壁工指針              | (平 24 年 7 月)  |
| (e) 道路土工－カルバート工指針           | (平 22 年 3 月)  |
| (f) 道路土工－仮設構造物工指針           | (平 11 年 3 月)  |
| (g) 道路土工－施工指針               | (昭 61 年 11 月) |
| (h) 道路土工－切土工・斜面安定工指針        | (平 21 年 6 月)  |
| (i) 道路土工－盛土工指針              | (平 22 年 4 月)  |
| (j) 舗装設計施工指針(平成 18 年版)      | (平 18 年 2 月)  |
| (k) 道路橋の塩害対策指針 (案)・同解説      | (昭 62 年 1 月)  |
| (l) 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説    | (昭 60 年 9 月)  |
| (m) 共同溝設計指針                 | (昭 61 年 3 月)  |
| (n) 駐車場設計・施工指針同解説           | (平 4 年 11 月)  |
| (o) 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針 同解説 | (平 19 年 1 月)  |

(ハ) 要 綱	
(a) 道路土工要綱(平成 21 年度版)	( 平 21 年 6 月 )
(b) アスファルト舗装要綱	( 平 4 年 12 月 )
(c) セメントコンクリート舗装要綱	( 昭 59 年 2 月 )
(d) 簡易舗装要綱	( 昭 54 年版 )
(ニ) 便 覧	
(a) 舗装施工便覧(平成 18 年版)	( 平 18 年 2 月 )
(b) 道路橋支承便覧(平成 30 年版)	( 平 31 年 2 月 )
(c) 鋼道路橋設計便覧 (昭和 55 年改訂版)	( 昭 55 年 8 月 )
(d) 鋼道路橋施工便覧	( 平 27 年 4 月 )
(e) 鋼道路橋塗装・防食便覧資料集	( 平 22 年 9 月 )
(f) 塗膜劣化度程度標準写真帳－鋼道路橋塗装便覧別冊資料	( 平 2 年 6 月 )
(g) コンクリート道路橋設計便覧	( 平 6 年 2 月 )
(h) コンクリート道路橋施工便覧	( 平 10 年 1 月 )
(i) 杭基礎設計便覧(平成 26 年度改訂版)	( 平 27 年 4 月 )
(j) 杭基礎施工便覧(平成 26 年度改訂版)	( 平 27 年 4 月 )
(k) 鋼管矢板基礎設計施工便覧	( 平 9 年 12 月 )
(l) アスファルト混合所便覧 (平成 8 年版)	( 平 8 年 10 月 )
(m) 落石対策便覧	( 平 29 年 12 月 )
(n) 道路震災対策便覧 (震前対策編) 平成 18 年度版	( 平 18 年 9 月 )
(o) 道路震災対策便覧 (震災復旧編) 平成 18 年度版	( 平 19 年 3 月 )
(p) 道路震災対策便覧 (災害危機管理編) 令和元年 7 月版	( 令 元 年 8 月 )
(q) 舗装調査・試験法便覧(全 4 分冊)(平成 31 年版)	( 平 31 年 3 月 )
(r) 道路橋床版防水便覧	( 平 19 年 3 月 )
(ホ) 共通仕様書	
(a) アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (改定版)	( 平 4 年 12 月 )
(ヘ) 参考図書	
(a) クロソイドポケットブック (改訂版)	( 昭 49 年 8 月 )
(b) 道路環境整備マニュアル	( 平 元 年 1 月 )
(2) 土木学会発行	
(イ) 示方書・基準	
(a) コンクリート標準示方書－構造性能照査編	( 平 14 年 3 月 )
(b) コンクリート標準示方書－施工編	( 平 30 年 3 月 )
(c) コンクリート標準示方書－ダムコンクリート編	( 平 25 年 10 月 )
(d) コンクリート標準示方書－規準編	( 平 30 年 10 月 )
(e) コンクリート標準示方書－維持管理編	( 平 30 年 10 月 )
(f) コンクリート標準示方書－耐震性能照査編	( 平 24 年 12 月 )
(g) 舗装標準示方書	( 平 27 年 10 月 )
(h) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説	( 平 28 年 8 月 )
(i) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説	( 平 28 年 8 月 )

- (j) トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説 (平 28 年 8 月)
- (k) 土木製図基準(2009 年改定版) (平 21 年 2 月)
- (ロ) 指 針
  - (a) 鋼構造架設設計施工指針(2012 年版) (平 24 年 5 月)
  - (b) 開削トンネル指針(昭和 61 年改訂) (昭 61 年 6 月)
- (ハ) 参考図書
  - (a) 国鉄建造物設計標準解説－基礎構造物・杭土圧構造物 (平 9 年 3 月)
  - (b) 鉄道構造物等設計標準同解説－コンクリート構造物 (平 16 年 4 月)
  - (c) 鉄道構造物等設計標準同解説－鋼・合成構造物 (平 21 年 7 月)
  - (d) 鉄道構造物等設計標準同解説－土構造物 (平 25 年 7 月)
  - (e) 構造物の安全性・信頼性 (昭 51 年 2 月)
  - (f) 仮設構造物の計画と施工(2010 年改訂版) (平 22 年 10 月)
- (3) 全日本建設技術協会発行
  - (イ) 標準設計
    - (a) 国土交通省制定 土木構造物標準設計(各巻), 解説書, 手引き
  - (ロ) 指 針
    - (a) 土木工事安全施工技術指針 (平 29 年 3 月)
- (4) 日本河川協会発行(山海堂刊行)
  - (イ) 構造令・基準
    - (a) 解説・河川管理施設等構造令 (平 12 年 1 月)
    - (b) 建設省河川砂防技術基準(案)同解説、調査編 (平 9 年 10 月)
    - (c) 国土交通省河川砂防技術基準同解説、計画編 (平 17 年 11 月)
    - (d) 建設省河川砂防技術基準(案)設計編 [I] [II] (平 9 年 10 月)
- (5) 日本道路公団発行
  - (イ) 設計要領
    - (a) 第 1 集－土工保全編・土工建設編 (平 28 年 8 月)
    - (b) 第 1 集－舗装保全編・舗装建設編 (平 29 年 7 月)
    - (c) 第 2 集－擁壁保全編・擁壁建設編 カルバート保全編・カルバート建設編 (令 元年 7 月)
    - (d) 第 3 集－トンネル保全編・トンネル建設編 (平 28 年 8 月)
    - (e) 第 4 集－幾何構造編 (平 28 年 8 月)
    - (f) 第 5 集－交通安全施設・防護柵編 (平 29 年 7 月)
    - (g) 第 5 集－交通管理施設・可変式道路情報板編 可変式速度規制標識編 (平 26 年 7 月)
    - (h) 第 5 集－交通管理施設・標識編 距離標編 (平 29 年 7 月)
    - (i) 第 6 集－建築施設編 (令 元年 7 月)
    - (j) 第 6 集－電気施設編 (令 元年 7 月)
    - (k) 第 6 集－機械施設編 (平 29 年 7 月)
- (6) 交通工学研究会発行
  - (イ) 参考図書等
    - (a) 平面交差の計画と設計－基礎編 (平 30 年 11 月)
    - (b) 平面交差の計画と設計－応用編 (平 19 年 10 月)

(c) 交通信号の手引	(平 18 年 7 月)
(d) 道路の交通容量	(昭 59 年 9 月)
(e) 路面表示設置マニュアル	(平 24 年 1 月)

(7) 神奈川県 規定・基準等

(a) 交通安全施設等整備事業関連通知集	道路管理課
(b) 技術管理関係集(案)S61(I)通知類	検査指導課
(c) 神奈川県 福祉の街づくり条例	神奈川県福祉部
(d) 透水性アスファルト舗装の手引き	道路整備課・管理課

以上、設計業務に関連ある適用示方書、指針等を抜粋したものである。

これらの運用に当たっては、それぞれの目的に合致する物を選定しなければならない。

また、上記表に記載されていない労働安全関係法規・河川・道路関係法規等についても遵守しなければならない。

また、上記表並びに特記仕様書に記載されていない適用示方書・指針等を用いる場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

(土木構造物標準設計図集の運用)

標準設計の運用に当たっては、標準設計に記載された取扱要領・使用上の注意事項・適用上の留意事項・設計条件・使用例等を熟読の上運用のこと。なお、下記事項については、標準設計の適用を行わず別途に設計を行うものとする。

1 特殊構造物

標準設計の設計条件によることが不適當な特別な設計条件にかかる構造物。

2 継続工事等

継続工事等の場合で、前後の関係から現地の状況に合わない場合。

3 その他

河川、公共下水道等他の管理施設構造物の場合。

(各種計算等)

各種計算の手順・手法・公式の引用・内容並びにその計算過程・結果については、系統的に明瞭な説明をすること。なお、応力計算を電子計算機で行う場合は、フローチャートを提出するとともに、データ及び計算結果等の印刷については、監督員の指示するものを提出すること。

## 特記仕様書（その他）

本特記仕様書は『令和3年度市内環状線道路実施設計業務』（以下、「本業務」という）に適用する。

### （全般）

1. 原図、座標リスト、その他成果品に関して、電子データで提出すること。成果品は、製本2部及び電子データ1式とし、設計図はCADデータもあわせて納品するものとする。ファイル形式については監督員の指示を受けること。  
また、電子データの授受の際は最新版のウイルスチェックを行うこと。
2. 神奈川県県土整備部（道路管理課・道路整備課）制定の『道路設計の手引き』（平成24年4月改訂）を必要があれば別途貸与するので随時参照すること。
3. 別添に示した基準書・示方書・指針・便覧等は、改定などがあつた場合は最新のものを使用すること。また、報告書の中に引用文献・参照頁を示すこと。
4. 報告書の作成にあたり、結果だけを示すことなく検討過程を示して記述すること。

### （設計業務）

1. 本業務は、平成22年度に実施した『市内環状線道路詳細設計業務』と令和2年度から令和3年度に繰り越して実施した『市内環状線道路及び交差点詳細修正設計業務』の成果を踏襲し、県警協議結果を反映させるものである。
2. 令和4年2月時点で県警協議を継続中であり協議完了後、その結果を反映させ、既存の数量計算や設計図などの成果品の修正を実施すること。詳細は監督員と協議、調整すること。

### （業務概要）

業務概要は以下のとおりとする。

- |         |   |
|---------|---|
| （1）業務名称 | 令和3年度市内環状線道路実施設計業務                                |
| （2）業務箇所 | 横須賀市東逸見町2丁目1番地先から東逸見町1丁目1番地先まで                    |
| （3）設計範囲 | 延長L≒190m  |
| （4）設計条件 | 市内環状線<br>①道路規格：第4種第2級<br>②設計速度：40km/h<br>③幅員：18m  |
| （5）その他  | 横須賀市土木部が所有する本業務に関する道路設計報告書、協議資料等については、必要に応じて貸与する。 |

1 設計図の縮尺は次による

平面図	S = 1/250
縦断面図	V S = 1/250
	H S = 1/100
標準横断面図	S = 1/30~1/50
横断面図	S = 1/100
展開図	S = 1/100
構造図	S = 1/10~1/50
詳細図	S = 1/10~1/50

2 平面図・縦横断面図及び標準横断面図は、着色することを原則とし、彩色は監督員の指示によるものとする。

3 その他、監督員の指示によるものとする。

(成果品) 製本2部

成果品作成については、原則として下記のとおりとする。

成 果 品 名	大 き さ	用 紙	製 本	適 用
設 計 説 明 書	A 4 版	コピー用紙 原 稿	左とじ	題字は横書き
設 計 計 画 書	A 4 版	コピー用紙 原 稿	左とじ	題字は横書き
設 計 計 算 書	A 4 版	コピー用紙 原 稿	左とじ	題字は横書き
設 計 図	A 1 版 A 3 版	原 図 コピー用紙	図面は折 左とじ	
数 量 計 算 書	A 4 版	コピー用紙 原 稿	左とじ	題字は横書き
施 工 計 画 書	A 4 版	コピー用紙 原 稿	左とじ	題字は横書き
概 算 工 事 費	A 4 版	コピー用紙 原 稿	左とじ	題字は横書き

その他監督員から指示がある成果品・提出物については、その指示による。

# 電子データ作成に係る詳細事項

## 1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

## 2 ウィルスチェック

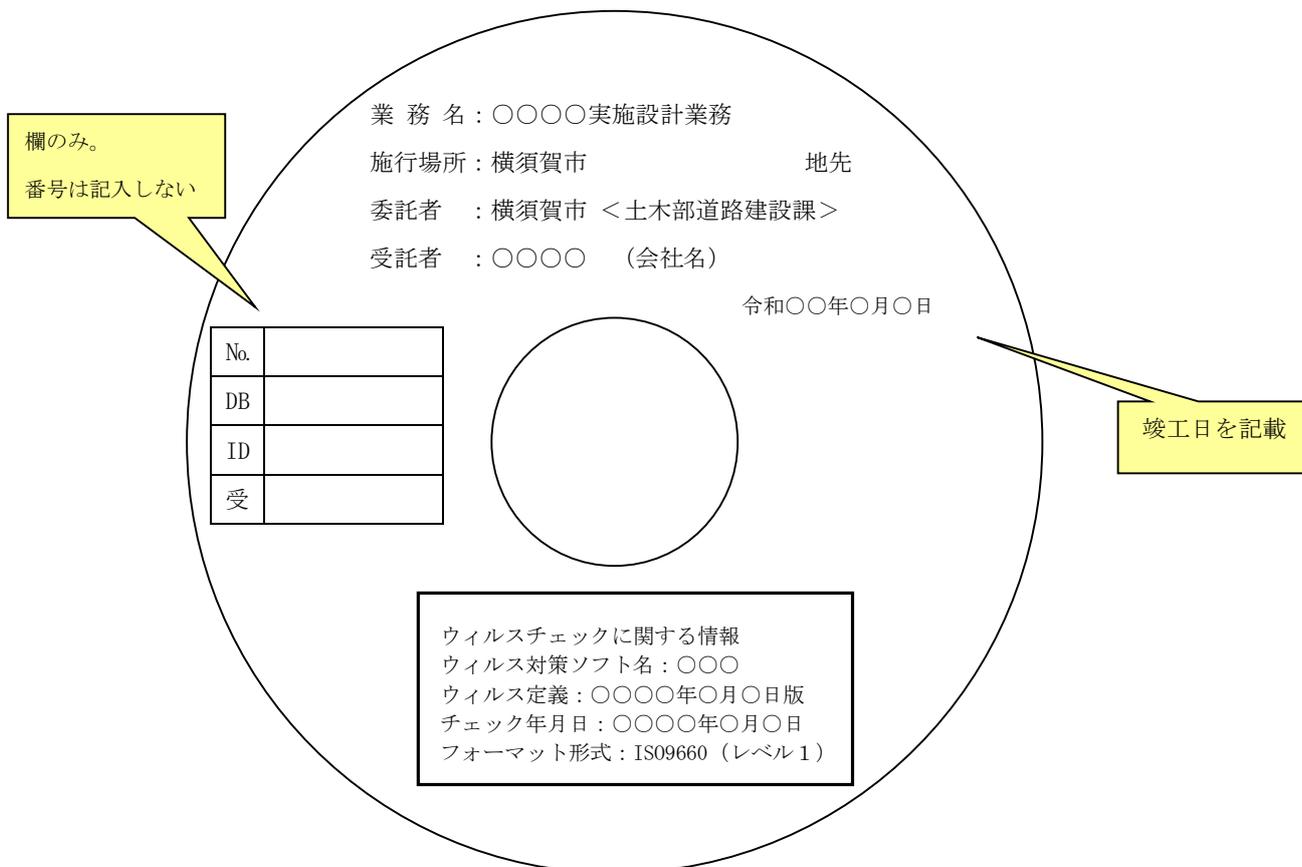
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

## 3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

## 提出媒体のラベル表示例



## 提出媒体ケース背表紙表示例

〇〇〇〇実施設計業務

令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

## 積算諸条件調書に係る追加事項

### 1 ~~市独自単価及び積算における補足資料について~~

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

### 2 ~~市場単価の端数処理について~~

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

### 3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書        | 令和3年7月1日版         |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編）      | 令和3年7月1日版         |
| 3) <del>建設機械等損料表</del> | <del>令和3年度版</del> |


令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

設 計 書 番 号	年度 03	
事 業 所 名	横須賀市土木部	
(工 事 ・ 業 務 )名	令和3年度市内環状線道路実施設計業務	
(工 事 ・ 業 務 )箇所	横須賀市東逸見町2丁目1番地先から東逸見町1丁目1番地先まで	
(河川 ・ 路 線 ・ 区 域 )名	市道512号	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	国費	
工 期	150 日間	
設 計 金 額	( 円 )	
	円	
設 計 概 要		
( 起 工 ・ 変 更 )理由		

横須賀市

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	09 土木費
項	05 都市計画費
目	02 街路事業費
節	12 委託料
細節	57 工事請負に係る委託料[建設目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 03 年度 積算諸条件調書( 当初 )

経費等情報	レ 設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%		
		電子成果品作成費	計上する(詳細設計)		
		旅費交通費	計上する(設計)		
		安全費率	0.0%		
	測量業務	安全費率			
		電子成果品作成費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
		旅費交通費			
		安全費率			
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β			
	港湾測量業務	技術経费率			
港湾磁気探査業務	技術経费率				
業務委託	諸経费率				
	技術経费率				
設計業務等標準積算基準書 適用年版		令和03年7月1日適用			
資材等単価表 適用年版		令和04年1月1日基準			
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
(その他情報欄)					



# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
設計業務費			1	式			
道路計画・設計			1	式			
道路設計			1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書  
道路設計

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 道路詳細設計	1	式			第1001号下内
(AMA0030) 打合せ協議	1	式			第1002号下内
合 計					

第1001号 下位内訳書  
AMA0010 道路詳細設計

1 式 当り  
適用年版 T0401  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI65401) 道路詳細設計(A)(複合)単独延長1km未満					第1001号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上しない, J04=計上する, J05=計上しない, J06=計上しない, J07=計上する, J08=計上する, J09=計上する, J10=計上する, J11=市街地, J12=1~2車線, J13=複断面無 暫定計画, J14=無, J15=有, J16=無, J17=無, J18=有, J19=無, J20=無, J21=0.19 km	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書  
AMA0030 打合せ協議

1 式 当り  
適用年版 T0401  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI64100) 道路設計業務 打合せ					第1009号単価表
J01=標準以外, J02=4 回	1	業務			
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表  
DI65401 道路詳細設計(A) (複合)単独延長1km未満

1 式 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI65405) 道路詳細設計(A) 設計計画等	1	式			第1002号単価表
(DI65410) 道路詳細設計(A) 現地踏査	1	式			第1003号単価表
(DI65420) 道路詳細設計(A) 横断設計	1	式			第1004号単価表
(DI65435) 道路詳細設計(A) 設計図	1	式			第1005号単価表
(DI65440) 道路詳細設計(A) 数量計算	1	式			第1006号単価表
(DI65445) 道路詳細設計(A) 照査	1	式			第1007号単価表
(DI65450) 道路詳細設計(A) 報告書作成	1	式			第1008号単価表
合 計					
	1	式			円/式

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 設計計画等の計上	1	計上する
J02 現地踏査の計上	1	計上する
J03 平面縦断設計の計上	2	計上しない
J04 横断設計の計上	1	計上する
J05 道路付帯構造物等の計上	2	計上しない
J06 仮設構造物等の計上	2	計上しない
J07 設計図の計上	1	計上する
J08 数量計算の計上	1	計上する
J09 照査の計上	1	計上する
J10 報告書の計上	1	計上する
J11 地形区分	4	市街地
J12 車線数	1	1~2車線
J13 複断面・暫定計画の有無	4	複断面 無 暫定計画 無
J14 歩道等設計の有無	2	無
J15 取付道路・付替水路・管渠設計有無	1	有

第1001号 単価表  
 DI65401 道路詳細設計(A)(複合)単独延長1km未満

1 式 当り  
 適用年版 T0401

J16 道路環境関連施設設計の有無	2	無
J17 特殊法面と道路の一体設計の有無	2	無
J18 工区ごとの成果品分割の有無	1	有
J19 路床入替等処理への設計の有無	2	無
J20 車線変更設計の有無	2	無
J21 単独区間当たりの設計延長(km)	0.19	0.19 km

第1002号 単価表  
DI65405 道路詳細設計(A) 設計計画等

1 式 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長		人			[1]
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(Km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

第1003号 単価表  
DI65410 道路詳細設計(A) 現地踏査

1 式 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

第1004号 単価表  
DI65420 道路詳細設計(A) 横断設計

1 式 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

第1006号 単価表  
DI65440 道路詳細設計(A) 数量計算

1 式 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(R0406) 技術員		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

第1007号 単価表  
DI65445 道路詳細設計(A) 照査

1 式 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			[1]
(R0403) 技師 (A)		人			[1]
(R0404) 技師 (B)		人			[1]
(R0405) 技師 (C)		人			[1]
(X0270) 電子計算機使用料 Σ [1] * 0.02	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 単独区間当たりの設計延長	2		1.0km未満		
J02 設計延長(km)	0.19		0.19 km		
J03 地形区分	4		市街地		
J04 車線数	1		1~2車線		
J05 複断面の有無	2		無		
J06 暫定計画の有無	2		無		
J07 歩道等設計の有無	2		無		
J08 取付道路・付替水路・管渠設計の有無	1		有		
J09 道路環境関連施設設計の有無	2		無		
J10 特殊法面と道路の一体設計の有無	2		無		
J11 工区ごとの成果品分割の有無	1		有		
J12 路床入替等処理への設計の有無	2		無		
J13 車線変更設計の有無	2		無		

第1009号 単価表  
DI64100 道路設計業務 打合せ

1 業務 当り  
適用年版 T0401

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	4		4 回		



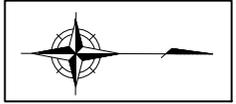
位置図

記号

縮尺

1 : 2500

制定年度



令和3年度市内環状線道路実施設計業務  
横須賀市東逸見町2丁目1番地先から東逸見町1丁目1番地先まで

